

## 国立研究開発法人審議会の委員の任命

令和 5 年 6 月 28 日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会（以下、「審議会」という）の委員が任期を満了したことに伴い、委員の任命について別紙のとおり報告するものである。

### 2. 経緯

令和 5 年 5 月 31 日に審議会の現委員の任期が満了することを控え、令和 4 年度第 60 回原子力規制委員会臨時会議（令和 4 年 12 月 21 日）及び令和 4 年度第 80 回原子力規制委員会臨時会議（令和 5 年 3 月 6 日）において委員候補者の選定を行った。それを踏まえ、原子力規制委員会委員長が別紙に掲げる者を審議会委員に任命（任期：令和 5 年 6 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日）した。

なお、令和 5 年 6 月 15 日に書面開催した第 6 回原子力規制委員会国立研究開発法人審議会において、委員の選挙により新たに会長を選出するとともに、会長による会長代理及び部会に属する委員の指名が行われており、その結果も別紙に記載している。

### 3. 今後の予定

令和 5 年 7 月 5 日に量子科学技術研究開発機構部会、令和 5 年 7 月 24 日に日本原子力研究開発機構部会を開催し、各国立研究開発法人に係る事項について審議予定。

#### <別紙、参考>

別紙 国立研究開発法人審議会委員

参考 1 国立研究開発法人審議会について

参考 2 原子力規制委員会組織令、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令、審議会等の運営に関する指針

## 国立研究開発法人審議会委員

(五十音順)

氏名	所属	所属部会
おおとも やすひろ 大友 康裕	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター 病院長	Q S T
こしづか せいいち ◎◇越塚 誠一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授	J A E A
ほそや のりこ 細谷 紀子	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 疾患 生命工学センター 放射線分子医学部門 准教授	Q S T
やまもと あきお ◇山本 章夫	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 工学研究科教授	J A E A
よこた えり 横田 絵理	慶應義塾大学 商学部 教授	J A E A
よこやま すみ ○横山 須美	国立大学法人長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授	Q S T

※◎は会長、○は会長代理、◇は再任の委員

# 国立研究開発法人審議会について

参考1

- ◆ 原子力規制委員会の所管する国立研究開発法人（日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構）について、中長期目標の策定・変更、業務実績の評価を行う際に意見を聞くために原子力規制委員会に設置した、有識者を委員とする審議会。

（根拠法令：独立行政法人通則法第35条の4、原子力規制委員会組織令第8条）

## 中長期目標の内容

### 日本原子力研究開発機構



（安全研究・防災支援部門）

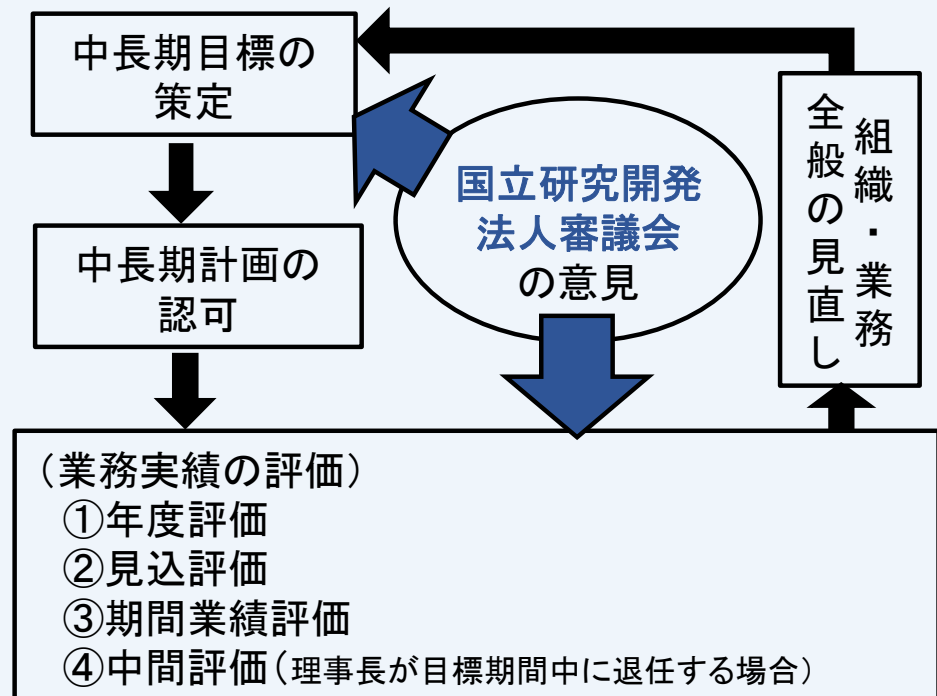
- 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのための安全研究
- 原子力防災等に対する技術的支援

### 量子科学技術研究開発機構



- 放射線防護・原子力災害医療等の向上につながる研究
- 原子力災害対策の向上等及び人材育成

## 国の研究開発の目標設定と評価のサイクルへの国立研究開発法人審議会の関与



原子力規制委員会組織令  
(平成二十四年九月十四日政令第二百三十号) (抄)

第三章 審議会等

(国立研究開発法人審議会)

**第八条** 法律の規定により置かれる審議会等のほか、原子力規制委員会に、国立研究開発法人審議会を置く。

- 2 国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に関し必要な事項については、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十九号）の定めるところによる。

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令  
(平成二十七年四月十日政令第百九十九号)

(組織)

**第一条** 原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は、委員六人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

**第二条** 委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する研究開発をいう。次項において同じ。）に関して高い識見を有する者）のうちから、原子力規制委員会委員長（学識経験のある者が外国人である場合にあつては、原子力規制委員会。同項において同じ。）が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあつては、当該専門の事項に係る研究開発に関して高い識見を有する者）のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

(委員の任期等)

**第三条** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

**第四条** 審議会に会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（部会）

**第五条** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

**第六条** 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分之一を超えないこと。

二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

**第七条** 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

**第八条** 審議会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房において処理する。

（審議会の運営）

**第九条** この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

審議会等の運営に関する指針（抄）  
（平成11年4月27日 閣議決定 別紙3）

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

1. 委員構成

委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意するものとする。審議事項に利害関係を有する者を委員に任命するときは、原則として、一方の利害を代表する委員の定数が総委員の定数の半ばを超えないものとする。

2. 委員の選任

（1）委員の選任

① 府省出身者

府省出身者の委員への任命は、厳に抑制する。特に審議会等の所管府省出身者は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合、又は属人的な専門的知識経験から必要な場合を除き、委員に選任しない。

② 高齢者

委員がその職責を十分果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない。

③ 兼職

委員がその職責を十分果たし得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高3とし、特段の事情がある場合でも4を上限とする。

（2）任期

委員の任期については、原則として2年以内とする。

再任は妨げないが、一の審議会等の委員に10年を超える期間継続して任命しない。

（3）女性委員

委員に占める女性の比率を府省編成時からおよそ10年以内に30%に高めるよう努める。